

個人青色申告者のための

決算申告・消費税申告

この相談会を利用して早めの申告をしましょう。 **相談会**

個人事業の確定申告は、**3月16日(月)**、消費税の申告は**3月31日(火)**です。

四賀支所の相談受付は**午後3時**までです

四賀支所 [会場] 四賀支所	2月16日(月)	午前9時~午後4時
	2月23日(月)	同上
	2月27日(金)	同上
	3月6日(金)	同上

安曇支所の相談受付は**午後3時30分**までです

安曇支所 [会場] 安曇支所	2月18日(水)	午前9時30分~午後4時30分
	2月26日(木)	同上
	3月5日(木)	同上
	3月11日(水)	同上

松本商工会議所の相談受付は**午前11時**までです

松本商工会議所		
2月23日(月)	午前9時~正午	[会場] 松本商工会館
2月24日(火)	同上	本郷公民館
2月25日(水)	同上	芳川公民館
3月2日(月)	同上	松本商工会館
3月3日(火)	同上	松本商工会館
3月4日(水)	同上	松本商工会館

奈川支所の相談受付は**午後3時30分**までです

奈川支所 [会場] 奈川支所	3月2日(月)	午前9時30分~午後4時30分
	3月6日(金)	同上
	3月10日(火)	同上

梓川支所の相談受付は**午後3時30分**までです

梓川支所 [会場] 梓川支所	2月23日(月)	午前9時30分~午後4時30分
	2月27日(金)	同上
	3月4日(水)	同上
	3月10日(火)	同上

当日持参する物

※尚、書類の不備があった場合は、相談を受けることができない場合がございます。ご注意ください。

- 1 平成25年度決算書・確定申告書の控え
- 2 平成26年分関係帳簿(元帳など)・関係書類
※課税事業者は適用税率(5%又は8%)ごとの金額を科目ごとに集計しておいてください。(詳しくは裏面をご覧ください)
- 3 税務署から郵送されている決算書、確定申告書、消費税申告書
- 4 国民健康保険料の納付がわかる書類・国民年金保険料支払証明書(領収書)
- 5 生命保険・地震保険・長期損害保険・小規模企業共済掛け金納付額証明書
- 6 医療費及び住宅取得控除必要書類(医療費につきましては、必ず集計をしておいてください)
- 7 認め印

お問い合わせ

[共催] 松本青色申告会連合会

[主催] 松本商工会議所中小企業振興部 担当/丸山 ☎32-5350

四賀支所 ☎64-2147
(担当/金子)

安曇支所 ☎94-2354
(担当/中島)

奈川支所 ☎79-2420
(担当/中島)

梓川支所 ☎78-2205
(担当/島)

平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告は 適用税率ごとの取引金額の区分が必要です

平成26年4月1日から消費税率が5%（内、地方消費税1%）から8%（内、地方消費税1.7%）に変更されました。このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れの各取引について、事前に適用税率ごとに区分していただく必要があります。



● 課税取引区分を行うための記帳方法等

帳簿上で平成26年3月31日までの取引と平成26年4月1日以降の取引を明確に区分してください。
※特に改正日前後の課税売上・課税仕入取引にご注意ください。

【売上の例示】

(例)売上計上：請求日(毎月20日締め)

26年月日	① 適 要	売 上
3 25	掛売上 5% (2/21~3/20分)	100,000
3 30	現金売上 5%	30,000
4 15	現金売上 8%	20,000
4 25	掛売上 5% (3/21~3/31分) 50,000	120,000
	掛売上 8% (4/1~4/20分) 70,000	
累 計		28,260,000
消費税率5%分		5,200,000
消費税率8%分		23,060,000

① 摘要欄に適用税率(5%または8%)を記載
※適用する税率は資産の譲渡等の日で区分(資産の譲渡等の日：「引渡日」や「役務提供日」)

② 適用税率ごとの金額を科目ごとに集計し、合計を記載

③ 適用税率ごとに課税取引金額計算表へ転記

課税取引金額計算表

科 目	(平成 年分)		(事業所得用)		
	A 決算額	B Aのうち課税取引にならないもの	C (A-B) 課税取引金額	D うち税率4%適用分	E うち税率6.3%適用分
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	円	円	4% 円 適用分	6.3% 円 適用分
期首商品棚卸高 ②					
売上仕入金額 ③					

経過措置により、消費税率8%引上後の平成26年4月1日以降の取引であっても改正前の税率(5%)が適用される場合があります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

税制改正に関する詳細については松本税務署(代)32-2790)までお問い合わせください。

松本税務署の代表電話にお掛けいただくと、自動音声案内が流れますので、ご用件の内容に応じて番号をお選びください。

お問合せ 松本商工会議所 中小企業振興部 経営支援グループ
〒390-8503 松本市中央1-23-1 TEL.32-5350 FAX.32-1482